

佐世保工業高等専門学校再雇用教職員の職務内容等に関する申合せ

〔平成30年3月9日〕
校長 裁 定

この申合せは、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則実施要項（平成18年10月10日理事長裁定。以下「実施要項」という。）1(2)①の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における再雇用教職員の職務内容等について定めるものである。

1. 基本原則

再雇用教職員の職名及び職務内容等については、実施要項1(1)に定める責任者としての業務、フルタイム勤務又は短時間勤務による職名及び職務を踏まえ、その職名及び職務内容等を決定するものとする。

2. 事務系再雇用職員の職務内容等

事務系の再雇用職員（技術職員を除く。）の職名及び職務内容等については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 職名 再雇用職員

(2) 職務内容等 常勤職員としての業務経験並びに退職時又は再雇用更新時の職務内容を考慮し、当該再雇用職員の所属及び職務内容を決定する。なお、所属及び職務内容については、本校の事務組織規程（平成19年7月制定）及び事務分掌規程（平成19年7月制定）の規定にかかわらず、「課員」として「所掌業務」を命ずることができるものとする。

3. 職務内容等の決定

再雇用教職員の職務内容の決定等については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 再雇用教職員の職名及び職務内容等については、実施要項1(2)②に定める当該教職員への再雇用希望の聴取結果を踏まえて決定するものとし、3月末までに当該職員へ通知する。

(2) 前記2に規定する事務系再雇用職員の職名及び職務内容等については、中期目標・中期計画・年度計画の進捗状況、学校運営の状況及び事務系業務の現況等を踏まえて決定するものとする。

4. この申合せに関して疑義が生じた場合の取扱いは、校長の決定するところによる。

附 記

この申合せは、平成30年3月9日から施行する。